


概要版



富山市
人権教育・啓発に関する
基本計画

令和4年3月

富山市

I 計画の基本的な考え方



1 趣旨及び目的

本市では、「人権教育のための国連 10 年」に関する富山市行動計画に基づき、人権教育・啓発を総合的に推進してきましたが、新たに「人権教育のための世界計画」がスタートしたことや、富山市行動計画の策定以後に女性・子ども・高齢者・障害のある人など個々の人権問題に対応するための法律等が順次整備されてきたことなども踏まえ、人権教育・啓発推進法及び同法に基づく国の基本計画の趣旨に沿って富山市行動計画の内容を見直し、平成 21 年に「富山市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

しかし、少子高齢化、国際化、情報化など社会情勢の大きな変化にともない、新たな人権問題が生じていることから、新たに「富山市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

2 基本目標と基本方針

人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、人権尊重の行動が社会全体に浸透した豊かな社会、いわゆる「人権という普遍的文化が構築された社会」を築くように努めなければなりません。

このような視点に立って、人権教育・啓発活動を推進するとともに「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」を目指します。



3 計画期間

計画期間は定めず、本計画の実施状況や社会情勢の急激な変化等により特に必要と認められる場合は、その都度見直しを行います。

Ⅱ 分野別人権問題への取組



▶ 1 女性の人権問題

課題

DVやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為など、女性をめぐる様々な人権問題の解消が大きな課題となっています。

性別による差別や暴力行為、役割分担意識等を解消し、男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができ、いきいきと豊かに暮らす男女共同参画社会の実現を目指します。

施策

- 就業環境の整備
- 母性健康対策の推進
- あらゆる分野への参画の推進
- 暴力防止と相談支援体制の充実
- 男女の平等意識の普及啓発

▶ 2 子どもの人権問題

課題

いじめや体罰、不登校、ひきこもり、インターネットの匿名性を悪用した誹謗中傷やSNS上でのいじめ、自画撮り被害など、子どもの健全な成長や安全が脅かされる様々な問題が生じています。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、事業所・職場、行政機関等が連携し、総合的な子ども政策の推進を目指します。

施策

- いじめ・不登校等に対する取組の推進
- 児童虐待の早期発見と連携、意識啓発
- 健全育成のための連携と相談体制の充実
- 発達段階に対応した人権教育
- 子どもの活動の場の整備と指導者等の確保・養成

▶ 3 高齢者の人権問題

課題

高齢化の進展により日常生活に不安を抱える高齢者が増加しており、高齢者が地域社会から孤立したり、高齢者介護に関する様々なトラブル、高齢者に対する身体的・心理的虐待や振り込め詐欺、詐欺的投資勧誘、悪質商法など、高齢者が被害にあう問題が発生しています。

すべての高齢者が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会で生きがいを持ちながら、安心して暮らしていける社会の実現に向け、介護を必要とする状態になっても、できる限り自立した生活ができるよう、人権に配慮した支援方策に取り組みます。

施策

- 悪徳商法・特殊詐欺被害の防止
- 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進
- 雇用・就業機会の確保
- 認知症の啓発と見守りネットワークの構築
- 福祉教育及び社会参加の推進
- 高齢者に対応した生活環境整備
- 介護保険制度の総合的施策の展開

▶ 4 障害のある人の人権問題

課題

障害に対する誤解や偏見から、差別を受けたり、嫌な思いをした経験がある人も多く、障害のある人が生活のしづらさを感じる事のないまちづくりが求められています。

障害のある人が、平等に参加、活動することができる社会の実現を図るため、障害のある人に対する「理解と交流の促進」に向けたふれあい、交流の場づくりの促進や、相談支援体制の充実を図ります。また、障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障害のある人の権利擁護に向けた取組を推進します。

施策

- 障害に関する理解を深める教育・啓発
- 交流事業の推進
- 雇用の促進
- 相談・支援の充実
- バリアフリーの推進
- 社会参加の促進
- 精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進

▶ 5 同和問題

課題

結婚問題や教育、就労などにおいて解決すべき課題があり、さらに、高度情報化社会の到来によるインターネットを使った差別情報の流布など、新たな問題も発生しています。また、同和問題の解決を妨げる「えせ同和行為」の問題も残されています。

偏見や差別意識の解消に向け、差別事象が人権侵害であることなど、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、学校、地域社会、家庭、企業などあらゆる場を通じて、教育・啓発の一層の充実と積極的推進を図ります。

施策

- 効果的な啓発活動の推進
- 公務員の人権研修
- 社会教育関係者等の研修
- えせ同和行為の排除

▶ 6 外国人の人権問題

課題

言葉が通じないことに加え、歴史的経緯、文化、宗教、生活習慣や価値観の違いに起因するお互いの理解不足などから生じる外国人に対する偏見や差別が問題となっています。

市民に外国の言語、文化、生活習慣等を紹介したり、外国人と市民が交流できる機会を提供することで、お互いの人権・人格を尊重することの重要性を正しく認識し、国際化時代にふさわしい交流を進めるとともに、外国人と日本人が共生し、安心して生活できる環境を整備します。

施策

- 異文化理解に関する啓発
- 共生意識の醸成及び生活支援
- 日常生活に関する施策の展開



▶ 7 患者などの人権問題

エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）の人権問題

課題

いたずらに感染を恐れる必要はないものの、誤った認識からエイズ患者等に対して、医療の拒否、就職や入学の拒否、解雇等が行われるケースも見られるなど、差別や偏見、プライバシーの侵害が生じています。

HIV感染・エイズの問題に関しては、現在もなお新規感染者が出ていることから、感染予防についての教育を推進するとともに、病気に対する正しい知識の普及に努めることで、偏見や差別意識の払拭を図ります。

施策

- エイズやHIV感染に関する理解の促進

ハンセン病患者等の人権問題

課題

感染力は極めて弱く、治療方法が確立した治癒する病気ですが、現在もなお、ハンセン病回復者、その家族に対する偏見や差別が誤った医学的知識や思い込みから生まれています。

ハンセン病患者・回復者及びその家族が、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、人権を尊重する視点に立った、あらゆる場における人権教育・啓発への取組を推進します。

施策

- ハンセン病患者等に関する理解の促進

新型コロナウイルス感染患者等の人権問題

課題

新型コロナウイルス感染症に対する不安から、感染者や濃厚接触者、その家族以外にも、それに対応する医療従事者等においても偏見や差別につながる事例が見られます。

また、インターネット上において、違法な情報や有害な情報、特定の個人に対する誹謗中傷の書き込みが見られるとともに、新型コロナウイルス感染症の社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷も見られます。

新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者等が良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、人権を尊重する視点に立った、あらゆる場における人権教育・啓発への取組を推進します。

施策

- 新型コロナウイルス感染症患者等に関する理解の促進



▶ 8 性的指向・性自認に関する人権問題

課題

性的指向等を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見によるいじめ、差別が起きています。

同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や性自認に関する問題等について、常にその状況に留意し、一人ひとりが正しい認識と理解を深める取組を進めるなど、日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進を図ります。

施策

- 性的指向・性自認に関する人権問題への理解の促進
- 教育と啓発の推進

▶ 9 インターネットによる人権問題

課題

インターネットによる人権侵害は悪質かつ巧妙化しており、後を絶たない現状があります。近年はSNSを利用し、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や画像を送信したり、人権に関する偏った見解の書き込みを行うなど、人権を侵害する行為が問題となっています。

インターネット利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性やインターネット上での情報収集・発信における個人の責任やモラルについて、正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を推進します。

施策

- インターネットによる人権侵害の防止



▶ 10 様々な人権問題

課題

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識に基づく社会復帰の困難さ、犯罪被害者やその家族に対するメディアの過剰取材等の二次的被害の問題など、様々な内容の人権問題が発生しています。

刑を終えて出所した人等の人権問題、犯罪被害者やその家族の人権問題、個人情報の保護等の様々な人権問題に関しても常にその状況について留意し、一人ひとりが正しい認識と理解を深める取組を進めるなど、日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進を図ります。

施策

- 刑を終えて出所した人々の偏見差別の解消
- 犯罪被害者やその家族の人権侵害防止
- 個人情報の保護の徹底
- その他の人権問題への啓発等の推進



Ⅲ 人権教育・啓発の推進



人権課題の解決や人権尊重社会の実現は、行政だけの取組だけでは困難で、家庭、学校、事業所・職場等、その他様々な場や機会を通じて、市民と協働して人権教育・啓発を行うことが重要です。

人権教育及び人権啓発は、市民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として確実に身に付くとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚がしっかり身に付くよう、日頃からあらゆる場を通じて取り組む必要があります。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進するために、家庭、保育所・認定こども園・幼稚園、学校、地域社会、企業等のあらゆる生活の場を教育や啓発の場として、人権の様々な問題について常に配慮し、様々な手法を用いて、積極的な取組をしていきます。

家庭	幼い頃からの人権意識の醸成は、とても大切な取組であり、各家庭の役割は極めて重要なものです。そこで、家庭では、教育力の向上を図ると同時に、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことを自らの姿をもって子どもに示していくなど、日常生活の中での人権教育を推進します。 また、各家庭への正確な知識・情報の発信を推進します。	
保育所・ 認定こども園・ 幼稚園	保育所・認定こども園・幼稚園は、人間形成の基礎をつくる時期にある乳幼児が、その生活時間の多くを過ごすところです。家庭や地域社会と連携することで、子どもが自己を十分に発揮する活動ができるようにし、また、健全な心身の発達を図り、豊かな人間性を持つ子どもの育成に努めます。	
学校	学校教育	学校教育では、国・県・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営むうえで必要な知識・技能、態度等を確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養（かんよう）を図ります。 ※「涵養」…自然に養成すること
	学校教育と 社会教育の連携	生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域社会の実情に応じて、学校教育と社会教育との相互連携を図ります。
地域社会	地域では、幼児から高齢者まであらゆる年代を対象に、生活の様々な場面を通じて人権に関する学習機会の充実を図っていく必要があります。 地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとともに、様々な人権教育・啓発活動を通して、地域住民の人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促します。	
企業等	企業等による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっており、国ではSDGsで掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組の1つとして「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、企業等に対してワーク・ライフ・バランスを尊重するために時間外労働の上限を撤廃したり、労働安全衛生法に基づきストレスチェックを実施するなど、人権を尊重した行動をとるよう求めています。 企業や職場における人権に関する研修や啓発活動の推進に努め、企業等の主体的な取組を促します。	

2 人権に関わりの深い職業に

従事する者に対する人権教育・啓発

人権が尊重される社会づくりを推進していくうえで、人権に関わりの深い職業に従事する者が、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、豊かな人権感覚と高い人権意識を身に付けることができるよう、人権教育の充実を図ります。

市の職員	市の職員は、その職務上市民の人権に深く関与しているため、すべての市職員が人間として、また公務員として、十分な人権感覚を身に付け、常に人権の視点に立って職務を遂行することが必要です。「自分の仕事を通じて、どうすれば人権擁護に寄与できるか」ということを考える積極的な意識を持った市職員の育成のための研修を実施します。
学校教育・社会教育等関係者	学校教育 就学前教育・学校教育に携わる職員は、子どもの人権を守ることはもとより、子どもの人権意識を育む教育を推進する使命を持っています。特に学校における人権教育の推進にあたっては、指導者である職員自身が、人権及び人権問題に関する深い理解と認識を持つことが必要であり、職員のたゆまぬ自己研鑽が求められています。また、学校の教育活動を通じ、子どもの人権尊重の意識を高める教育を行う実践力を身に付ける必要があります。 このため、職員が自らの使命を自覚し、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、自らの意識を変えるよう努めます。
	社会教育 公民館職員等の社会教育関係職員は、地域や家庭における人権教育の担い手として指導的役割が期待されています。このため、人権についての正しい知識と理解を深め、人権教育の担い手として適切かつ効果的に人権教育や指導を行うことができるよう努めます。
医療・福祉関係者	医療・福祉関係者は、市民の生命や健康の維持・増進に携わっており、患者と医療側との信頼関係に基づき安心して治療を受けることができる体制が重要であることから、患者の立場に立った医療を行うとともに、病気等に関するプライバシーの保護に努めます。
消防職員	消防職員は、市民の生命・身体及び財産を火災や地震等の災害から守る役割を担っており、その活動が市民生活と密接にかかわっていることから、その職務を遂行するにあたっては、人命の尊重はもちろん、被災者や患者の尊重、プライバシーの保護に十分配慮し、人権に対する見識を深めていきます。
マスメディア関係者	情報化社会の進展が著しい今日、新聞・テレビ・ラジオなど各種広報媒体を通じた情報提供は、世論の形成に大きな影響を与え、人権尊重社会を形づくるうえで、マスメディアの役割は極めて大きなものがあります。また、事件等の報道では、関係者の個人の名誉を傷つけたり、プライバシーを侵害したりするおそれもあることから、マスメディア関係者に人権の尊重について要望していきます。

富山市人権教育・啓発に関する基本計画【概要版】

発行日 令和4年3月

発行 富山市 市民生活部 市民生活相談課

住所 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2045 FAX 076-431-3371